

【保育所】

(施設名(仮称))

(事業者住所)

1 職員配置・屋外遊戯場・設備

(所在地)

(事業者名)

(代表者名)

(適否)

区分	定員		保育士 (必要な数) (人)	・ほふくしない2歳未満児 ・ほふくする2歳未満児 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (必要な面積) (㎡)	
	保育を必要(2号・3号) (人)	計 (人)				
0歳児		0			0.00	(0.00)
1歳児		0		0	0.00	(0.00)
2歳児		0			0.00	(0.00)
3歳児		0			0.00	(0.00)
4歳児		0			0.00	(0.00)
5歳児		0			0.00	(0.00)
計	0	0	0	0		

保育士 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (㎡)	屋外遊戯場 (㎡)
-	○	/
-	○	/
-	○	○
-	○	
○	/	/

屋外遊戯場 (必要な面積) (㎡)	
0.00	(0.00)

(各園庭面積) (㎡) 図面に範囲と面積を記載すること。

1 遊戯場	3
2 中庭	4

設備	室数(室)等	面積(㎡)	設置階※1
乳児室①		0.00	
ほふく室②		0.00	
保育室③		0.00	
遊戯室④		0.00	
遊戯室は			
便所⑤			
医務室⑥			
調理室⑦			

※1 2階以上に設置→青アのシートを入力

(各室面積) 図面に各室の用途と内法面積を記載すること。

乳児室①	内法面積(㎡)	受入可能人数	保育室③	内法面積(㎡)	受入可能人数	保育室③	内法面積(㎡)	受入可能人数
1 乳児室(〇〇組)		0.00	1 2歳児保育室(〇〇組)		0.00	11 5歳児保育室(〇〇組)		0.00
2		0.00	2 2歳児保育室(〇〇組)		0.00	12 5歳児保育室(〇〇組)		0.00
3		0.00	3 2歳児保育室(〇〇組)		0.00	13 その他①		0.00
4		0.00	4 3歳児保育室(〇〇組)		0.00	14 その他②		0.00
5		0.00	5 3歳児保育室(〇〇組)		0.00	15 その他③		0.00
ほふく室(内法面積(㎡) 受入可能人数)			6 3歳児保育室(〇〇組)		0.00	16 その他④		0.00
1 ほふく室(〇〇組)		0.00	7 4歳児保育室(〇〇組)		0.00	遊戯室④	内法面積(㎡)	備考
2		0.00	8 4歳児保育室(〇〇組)		0.00	1		専用部分のみ記入。※保育室との兼用部分は保育室として算入。
3		0.00	9 4歳児保育室(〇〇組)		0.00	2		
4		0.00	10 5歳児保育室(〇〇組)		0.00	3		

試算保育士(人)		試算定員(人)		保育士(人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (㎡)	屋外遊戯場 (㎡)	保育士 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (㎡)	屋外遊戯場 (㎡)
	0歳児			(0.00)	(0.00)	/	-	○	/
	1歳児			(0.00)	(0.00)	/	-	○	/
	2歳児			(0.00)	(0.00)	(0.00)	-	○	○
	3歳児			(0.00)	(0.00)		-	○	
	4歳児			(0.00)	(0.00)		-	○	
	5歳児			(0.00)	(0.00)		-	○	
0	計			0	0		○	/	/

※異年齢児保育などの場合の保育室面積について
年齢ごとに必要面積を満たすように按分し、該当する欄に記入する。

(補足説明欄) この欄には、特に説明が必要なものがあれば記載してください。

付表A

番号	職員	氏名	勤務形態	雇用形態	採用(予定)年月日	保育士登録年月日	その他資格取得年月日	摘要
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39	嘱託医							
40	嘱託歯科医							

- 「職員」には、
【必置】園長（施設長）、保育士、調理員、嘱託医、嘱託歯科医
【任意】主任保育士、栄養士、事務職員
等を記載する。
- 「勤務形態」は、
常勤または非常勤を選択する（就業規則で定める所定労働時間で勤務する場合、「常勤」を選択。それ以外は「非常勤」を選択。）。
- 「雇用形態」は、
正規または非正規を選択する。
それ以外の場合は、「摘要」に雇用形態を記入する。
- 「その他の資格取得年月日」には、
保育士、栄養士、調理師、医師、歯科医師等の名称とその取得年月日を記載する。
- 「摘要」には、
担任の場合は、担当するクラスの名称、担当する園児（「1歳児」、「2歳児」等）を記入する。

記載例)

番号	職員	氏名	勤務形態	雇用形態	採用(予定)年月日	保育士登録年月日	その他資格取得年月日	摘要
1	園長	〇〇 〇〇	常勤	正規	S55.4.1		小学校教諭I種 S55.3.15	
2	保育士	△△ △△	常勤	正規	S63.4.1	S63.3.19		さくら組 3歳児
3	保育士	△△ △△	常勤	正規	H7.4.11	S61.3.19		うさぎ組 2歳児
4	調理員	△△ △△	非常勤	正規	H26.10.1		栄養士登録 S59.4.13	
5	嘱託医	□□ □□	非常勤	非正規	H27.4.1		医師	□□医院
6	嘱託歯科医	●● ●●	非常勤	非正規	H27.4.1		歯科医師	●●歯科

(施設名(仮称))

ア 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階以上に設ける場合の要件

区分	要件	確認欄						
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。							
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。							
要件	ア 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。							
	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。							
	イ	2階	<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	常用	1 屋内階段 2 屋外階段						
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段						
	イ	3階	<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段						
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段						
	イ	4階以上	<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段						
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段							
ウ	イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。							
エ	調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。)以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。							
エ	(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。							
エ	(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。							
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。							
カ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。							
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。							
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。							